

贈らない 求めない 受け取らない ～政治家の寄附禁止～



政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物でそれが左右されるのでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

三ない運動とは

八代市では、「政治家は有権者に寄付を贈らない」、「有権者は政治家に寄付を求めない」、「政治家から有権者への寄付は受け取らない」という三原則を掲げ、公平・公正な選挙を実現するための運動を推進しています。

政治家の寄附禁止とは

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったときの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が、選挙期間中に限らず、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

禁止されている寄附の例



※政治家本人が披露宴・葬式に出席して渡す場合は、例外的に処罰の対象となりません。

祝電や弔電は寄附に当たりません。

その他禁止されていること

- × 被災地支援であっても、政治家が自身の選挙区内の自治会等が行う募金に応じること。
- × 政治家が自身の選挙区内で行われるバザーに物品を提供すること。
- × 政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附。
- × 政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附。
- × 政治家が自らの報酬やボーナスの一部を返納すること（減額には、報酬条例等の改正が必要になります）。
- × 政治家が自身の選挙区に対して「ふるさと納税」を行うこと。

こんな場合はどうなるの？

ケース1 政治家が、会費が予め決められていない町会の忘年会や新年会に出席する場合、会費相当額を「会費」として支払う。

- × 「会費相当額」は実質的に「会費」ではないので、禁止される寄附にあたります。

ケース2 町会の役員がお祭りの寄附を集める場合、町会員の政治家に寄付をお願いする。

- × 禁止されている寄附にあたるので、政治家に対して求めることはできません。

ケース3 自治会で被災地支援の募金を集める場合、自治会の区域に住んでいる政治家が募金に応じた。

- × 禁止されている寄附に当たります。ただし、選挙区外の被災地に直接送金する場合は、禁止されている寄附には当たりません。

また、政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。但し、「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」※は例外とされています

※その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会、その他の集会、見学、旅行、その他の行事や、印刷、出版などの事業をいいます。

ケース4 政治家に現金で寄附したい。

- × 個人がする政治家個人への政治活動に関する寄附は、金銭及び有価証券（小切手、手形、商品券、株券、公社債券等）によるものが原則として禁止されており、年間150万円以内の物品等に限られます。

ただし、政治家の資金管理団体や後援団体などの政治団体に対する寄附は、年間1団体につき150万円まで金銭による寄附もできます。

また、政治家個人に対する寄附でも、例外として選挙運動に関するもの（陣中見舞いなど）に限り、年間150万円以内で金銭による寄附をすることができます。

なお、会社、労働組合やその他の団体などが政治家個人や後援会へ寄附することは一切禁止されています。（会社、労働組合等は政党及び政治資金団体に対してのみ寄附することができます。）